

吹田市交通災害・火災等共済制度の廃止案

1 経緯

吹田市交通災害・火災等共済は、交通事故による災害又は火災等による被害を受けた者に対し、相互扶助による共済見舞金を支給することにより市民生活の安定に寄与することを目的として、市独自の制度として、昭和 47 年(1972 年)から交通災害共済制度を、昭和 57 年(1982 年)から火災共済制度を実施してきました。

2 現状と方針

制度の実施当初は、一般的に交通事故や火災に対する被害者への救済や民間保険が十分でなかったことから、共済制度の加入者数は順調に増加し、交通災害共済は昭和 56 年(1981 年)に 37.8%、火災等共済は平成 7 年(1995 年)に 24.3%と最も高い加入率となりました。その後、各種民間保険制度の充実などにより市民ニーズが低下したことから、加入率は年々減少し続けており、平成 30 年度(2018 年度)では、交通災害共済が 12.1%とピーク時の 3 分の 1 に、火災等共済が 11.0%とピーク時の 2 分の 1 以下となっています。

加入者数が減少する中で、昭和 61 年度(1986 年度)から加入金額を据え置いてきたこともあり、本共済の収支は、平成 30 年度(2018 年度)までの 5 年間の平均で約 560 万円の単年度赤字となっています。

また、大阪府内各市においても、加入者の減少や制度の必要性が薄れてきたことから、年々制度の廃止が進んでおり、現在、本市以外では、東大阪市と大東市の 2 市が実施しているのみとなっています。

こうしたことから、本制度を廃止しようとするものです。

3 廃止予定時期

令和 2 年(2020 年)3 月末

4 今後の対応

見舞金給付事務につきましては、見舞金請求期間が事故発生から 2 年以内であることから、令和元年度(2019 年度)の加入者の見舞金請求期間が終了する令和 4 年(2022 年)3 月末まで継続する予定です。

制度廃止後の交通災害・火災等共済基金の残金につきましては、基金の趣旨に沿った形での用途を検討していきます。